

## 校区コミュニティに関する取組について

## ◆ 時系列による取組の変遷について

2003 (H15)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・【古賀市生涯学習基本計画】において「住民自治を推進するための適当な規模」として校区単位のコミュニティづくりを提唱</li> </ul>
2004 (H16)	総務部企画課コミュニティ推進室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画課コミュニティ推進室を設置、校区コミュニティによるまちづくりを提唱</li> </ul>
2005 (H17)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・【校区コミュニティ組織づくりの基本方針】を策定、「住民自治に取り組む中核となる組織」と位置付け、校区コミュニティを推進</li> <li>・小学校区内の自治会を校区コミュニティの下に集約化することをめざす（自治会単位から校区単位へ）</li> <li>・推進支援体制の一つとして行政の個別補助金等を「コミュニティ事業予算」として集約し、校区コミュニティに一括交付することを明示</li> <li>・【古賀市協働推進の基本指針】を策定し、「共働の仕組みづくり」として校区コミュニティづくりを推進</li> </ul>
2006 (H18)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・校区コミュニティ支援事業交付金創設（準備会への支援）</li> <li>・小野、千鳥、花見、古賀東で準備会設立</li> </ul>
2007 (H19)	市民部市民共働課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・花鶴、古賀西で準備会設立</li> </ul>
2008 (H20)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・小野、千鳥、花見、古賀東で校区コミュニティ設立</li> <li>・校区まちづくり応援事業交付金創設（20万）</li> </ul>
2009 (H21)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・花鶴で校区コミュニティ設立</li> <li>・舞の里で準備会設立</li> <li>・<u>行政隣組長制度廃止、文書配布業者委託、行政区及び校区コミュニティへの交付金等の創設を区長会へ提案</u></li> <li>・<u>区長会と協議の結果、行政隣組長制度廃止と文書配布業者委託を撤回、行政区長制度を維持しつつ事業を進めることを表明</u></li> </ul>
2010 (H22)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・校区まちづくり活動事業交付金に改正（50万に増額）</li> </ul>
2011 (H23)	総務部地域コミュニティ室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校区コミュニティと自治会（行政区長制度）の担当課が統一化</li> <li>・古賀西、舞の里で校区コミュニティ設立</li> <li>・校区まちづくり活動事業交付金改正（70万に増額）</li> </ul>
2014 (H26)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治基本条例（仮称）策定委員会発足</li> </ul>
2015 (H27)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域力アップ事業補助金創設（15万）</li> </ul>
2017 (H29)	総務部コミュニティ推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【まちづくり基本条例】、6月議会で議決（施行日は4月1日）</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>校区コミュニティの定義：</b>          良好な地域社会をつくるため、市内の小中学校区内の市民、自治会及びその他の団体等によって主体的に組織された団体をいう</p> <p><b>校区コミュニティの活動：</b>          小中学校区内の市民、自治会、小中学校及び市民活動団体等の交流・連携を促進する活動を行うものとする</p> </div>

推進・拡大期（仕組みづくり・組織づくり）

（方針転換）  
停滞期  
方向性模索

（定義づけ・再構築）  
転換期

2019 (H31)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・花鶴校区コミュニティ解散</li> <li>・自治会統合型交付金及び文書配布業務委託開始 (行政区長等の負担軽減、柔軟な自治会活動に対する支援)</li> </ul>
2020 (R2)	総務部まちづくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校区コミュニティに関する今後の取組方針について、【<b>校区コミュニティ組織づくりの基本方針</b>】改定を視野に、行政内部及び各校区コミュニティにヒアリングを実施</li> </ul>
2021 (R3)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒアリング内容やこれまでの取組をもとに今後の方針を検討、【<b>古賀市コミュニティ活動の指針(案)</b>】として取りまとめ、市長から各校区コミュニティへ説明</li> </ul>

◆ **校区コミュニティ推進の目的** (※H17 基本方針等より)

- 市民ニーズの多様化・複雑化、市民公益活動の高まり、地方分権の進展に対応するため、市民と行政とが役割分担を行い課題解決に当たる共働の推進を行うとともに、地域コミュニティを基盤とした共働の仕組みづくりとして、小学校区コミュニティづくりを推進する。
- 一つの自治会では対応が難しい課題や、広域的に取り組んだ方がより効果的な課題について、地域としてのつながりが深く、地域資源(人材、施設等)を活用した総合的な対応が期待できる小学校区コミュニティづくりを推進する。

◆ **校区コミュニティ推進の効果について**

- 小学校区単位のコミュニティ活動の概念を打ち出したことで、自治会を超えた地域課題への対応や活動の広がりへと発展し、地域コミュニティの重層化につながった。
- 行政と地域とのより良い関係性について常に検討が加えられ、地域コミュニティの自主性・自発性の尊重、行政からの安易な依頼事項の排除による自治会等の負担軽減、共働の理念に基づいたパートナーシップによる関係性の構築など、さまざまな視点から改善が図られた。

◆ **まちづくり基本条例における「校区コミュニティ」の定義づけ**

- まちづくり基本条例策定過程において地域コミュニティ(自治会・校区コミュニティ)についても検討され、条例において一定の定義付けがなされた。

**校区コミュニティ:** 良好な地域社会をつくるため、市内の小学校区内の市民、自治会及びその他の団体等によって主体的に組織された団体をいう。  
**校区コミュニティにおける活動:** 小学校区内の市民、自治会、小中学校及び市民活動団体等の交流・連携を促進する活動を行うものとする。

◆ **今回の見直し(校区コミュニティ基本方針の廃止、新指針の策定)の理由**

- 校区コミュニティ推進には上記のような効果はあったものの、地域ごとの実態や連携の仕組みに関わらず「一律に校区コミュニティ方式を敷く」という当初の方針は結果的には市民には受け入れられなかった。
- 今後の方向性を模索する中で、本来のコミュニティ活動のあり方(「自治」であるということ)や市のあるべき関わり方に立ち戻った結果、まちづくり基本条例の内容に沿って、多様なコミュニティ活動の全体をとらえた指針を新たに策定する必要があると判断した。